

総 行 市 第 28 号
令和 5 年 3 月 10 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県議会議員
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市議会議員

】 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号。以下「第 12 次分権一括法」という。）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設されます（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

また、土地改良法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 号。以下「土地改良法一部改正法」という。）による土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の改正により、土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定が新設されます（土地改良法一部改正法の公布の日（令和 4 年 3 月 31 日）から 1 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行）。

これらの法改正に伴い、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、本日、標記省令（令和 5 年総務省令第 12 号）が公布され、下記第 2 のとおり施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

1 認可地縁団体同士の合併に関する手続

- (1) 第 12 次分権一括法による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第 260 の 39 第 4 項において準用する同法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請は、

合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとされたこと。また、当該申請書の様式を定めるものとされたこと。（改正後の規則第 18 条の 2 関係）

- ① 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - ② 新法第 260 条の 39 第 3 項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - ③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - ④ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - ⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - ⑥ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- (2) 市町村長は、改正後の規則第 22 条の 2 の 4 に掲げる事項を記載した台帳を作成し、新法第 260 条の 2 第 12 項に規定する請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならないものとされたこと。（改正後の規則第 21 条関係）
- (3) 新法第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出は、届出書に同法第 260 条の 40 第 2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第 260 条の 41 第 2 項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとされたこと。また、当該届出書の様式を定めるものとされたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 3 関係）
- (4) 新法第 260 条の 44 第 1 項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とするものとされたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 4 関係）
- ① 合併後の認可地縁団体の名称
 - ② 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
 - ③ 合併後の認可地縁団体の区域
 - ④ 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
 - ⑤ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
 - ⑥ 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ⑦ 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- ⑧ 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - ⑨ 新法第 260 条の 39 第 3 項の認可の年月日
 - ⑩ 合併前の各認可地縁団体の名称
 - ⑪ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- (5) その他所要の規定を整備するものとされたこと。

2 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する手続

土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第 76 条の 13 第 1 項の規定により土地改良区が認可地縁団体に組織変更をすることについて認可をした都道府県知事から同条第 3 項に規定する通知を受けた市町村長が、同条第 4 項の規定により読み替えて適用される地方自治法第 260 条の 2 第 10 項に規定する告示を行うに当たっての当該告示に定める事項を次に掲げる事項とするものとされたこと。（改正後の規則第 19 条関係）

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第 76 条の 12 第 2 項第 5 号の日又は同法第 76 条の 13 第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日

第 2 施行期日

標記省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとされたこと。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法一部改正法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとされたこと。

第 3 経過措置

- 1 標記省令の施行の際現にある同省令による改正前の様式（2 において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同省令による改正後の様式によるものとみなすものとされたこと。
- 2 標記省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされたこと。

○総務省令第十二号

土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項並びに同条第十項、第二百六十条の四十一第三項及び第二百六十条の四十四第一項並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

総務大臣 松本 剛明

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。 第十九条 地方自治法第二百六十条の二十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。 「一 略」 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合 イ 名称 ロ 規約に定める目的 ハ 区域 ニ 主たる事務所 ホ 代表者の氏名及び住所 ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所） ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所） チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合 「イ 略」 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）	「新設」 第十九条 地方自治法第二百六十条の二十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。 「一 同上」 「新設」 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合 「イ 同上」 三 解散した場合（破産による場合を除く。）

「イ」へ 略 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容 「2 略」 第二十一条 略 2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。 「3 略」 (電磁的方法) 第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 「1 略」 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 「2 略」 第二十二條の二三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。 第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 合併後の認可地縁団体の名称 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的 三 合併後の認可地縁団体の区域 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所) 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日 十 合併前の各認可地縁団体の名称		「イ」へ 同上 四 同上 五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容 「2 同上」 第二十一条 同上 2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。 「3 同上」 (電磁的方法) 第二十二條の二 同上 「1 同上」 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 「2 同上」 「新設」	
「新設」		「イ」へ 同上 四 同上 五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容 「2 同上」 第二十一条 同上 2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。 「3 同上」 (電磁的方法) 第二十二條の二 同上 「1 同上」 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 「2 同上」 「新設」	

十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 〔一 略〕 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 〔三 略〕 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 〔2 略〕 第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 〔二〇四 略〕 〔2・3 略〕 第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。 〔2 略〕 第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。 〔2 略〕	第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 〔一 同上〕 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 〔三 同上〕 四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 〔2 同上〕 第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 〔二〇四 同上〕 〔2・3 同上〕 第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。 〔2 同上〕 第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。 〔2 同上〕
---	--

何市(町)(村) 長あて	何年何月何日
認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所 認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所	
認可申請書	
地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、 下記のとおり申請します。	
記	
○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体 (以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項	
・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地	
・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所 氏名 住所	
・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称 名称	
(別添書類)	
1 合併後の認可地縁団体の規約	
2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しよ うとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類	
3 合併後の認可地縁団体の構成員の名稱	
4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと を目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資 する活動を現に行っていることを記載した書類	
5 合併しようとする各認可地縁団体の規約	
6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証す る書類	

何市（町）（村）長あて	何年何月何日
認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所 認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏名 住所	
合併に係る債権者保護手続終了届出書	
地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。	
（別添書類） 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類	

何年何月何日	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	
名称	
所在地	
代表者の氏名及び住所	
氏名	
住所	

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第280条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・被題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第280条の46第1項に規定する申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第280条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

何年何月何日	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	
名称	
所在地	
代表者の氏名及び住所	
氏名	
住所	

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第280条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・被題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第280条の38第1項に規定する申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第280条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

何年何月何日	何市（町）（村）長あて
異議を述べる者の氏名及び住所	氏名 住所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名	称	延床面積	所在地
・土地			
地	目	面	積
所在地			

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

何年何月何日	何市（町）（村）長あて
異議を述べる者の氏名及び住所	氏名 住所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名	称	延床面積	所在地
・土地			
地	目	面	積
所在地			

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

第 号	何年何月何日
(申請団体) 御中	
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称	
所在地	
代表者の氏名及び住所	
氏 名	
住 所	
何市(町)(村)長	

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・議題前所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

第 号	何年何月何日
(申請団体) 御中	
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称	
所在地	
代表者の氏名及び住所	
氏 名	
住 所	
何市(町)(村)長	

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第260条の38第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・議題前所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

第 号
何年何月何日

(申請団体) 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
何市 (町) (村) 長

公告結果 (異議申出あり) 通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項
(1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地			
・土地 <table><tr><td>地 目</td><td>面 積</td><td>所 在 地</td></tr></table>			地 目	面 積	所 在 地
地 目	面 積	所 在 地			

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所
(3) 公告期間

2 異議の内容等
(1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2) 異議を述べた年月日
(3) 異議を述べた理由等

第 号
何年何月何日

(申請団体) 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
何市 (町) (村) 長

公告結果 (異議申出あり) 通知書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項
(1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地			
・土地 <table><tr><td>地 目</td><td>面 積</td><td>所 在 地</td></tr></table>			地 目	面 積	所 在 地
地 目	面 積	所 在 地			

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所
(3) 公告期間

2 異議の内容等
(1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2) 異議を述べた年月日
(3) 異議を述べた理由等

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。